

家庭系ごみの自己搬入に係る利用規約（インターネット受付用）

<受付及び持込対象者>

- ・現在お住まいの家庭（奈良市内に限る）から排出される家庭ごみのみの持ち込みとします。
- ・申し込み及び持ち込みは、ごみの発生場所にお住まいの方自らが行うこととします。
- ・現在お住まいの住所が記載されている公共機関発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持ち込み時に提示いただける方。
- ・搬入車両は、普通自動車及び軽自動車（ワンボックスは可）とする。ただし、トラック形式の車両は軽トラックのみとします。レンタカーを使用するときは、契約の確認できる書類を持参してください。

<申し込みに関する注意事項>

- ・申し込みは1つの登録で世帯主名で申し込んでください。
- ・申し込みには世帯主名、住所、電話番号が必要です。前回申込時からいずれかを変更された場合は、電話（0742-71-9202）で申し込んでください。登録後についても、内容に変更が生じたときは、適宜修正してください。
- ・申し込みの締め切りは持込予定日の前日（土日、年末年始を除く）午後3時までとします。
- ・たくさんのご家庭に利用いただくため、持込ごみの受付は、1世帯につき年12回〔月に複数回の申し込み可能〕、1回につき車両1台までの利用とします。
- ・予約は持込時間を30分ごとに区切って受付しています。申込状況により希望の日時が取れない場合があります。
- ・申込データの適切な管理のため、過去に持込ごみ電話申し込みを利用されたことがある方は、その際に申告された電話番号を入力してください。電話番号を変更されている場合は、電話（0742-71-9202）で修正してください。
- ・申し込みは、予約する日の当月分とその翌月分まで予約が可能です。

<持込に関する注意事項>

- ・持込場所は、環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）
 - ・搬入時間は、月曜～金曜（祝日も可）
午前9時～12時、午後1時～4時30分
 - ・手数料：100kgまでは無料、100kgを超えた分から10kgにつき100円
 - ・ごみの持ち込みは、予約した日時を守って搬入してください。予約時間から大幅にずれた時間にお越しいただいた場合、搬入をお断りさせていただくことがあります。その場合、改めて予約を取り直してください。
- ※ただし、その場合でも持込回数1回とカウントされますので、ご注意ください。

・持込日当日、本人確認のために公共機関発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）、重量確認のために車検証をご提示いただきます。

・予約をキャンセルされる場合、持込日の前日（土日、年末年始を除く）午後 3 時まで、インターネットにてキャンセル手続きを行ってください。それ以降は、環境清美工場【☎0742-71-3000（対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時）】へご連絡ください。

※ただし、持込日の前日（土日、年末年始を除く）午後 3 時のキャンセル期限を過ぎた場合は、1 回とカウントされますので、ご注意ください。

・家庭ごみと併せて事業系一般廃棄物を持ち込む場合は、インターネット受付は利用いたしません。電話申し込みを利用してください。

・燃やせるごみ、燃やせないごみ、再生資源等、ごみの内容により降ろす場所が異なります。持ち込まれるごみは、「奈良市のごみ事典」を参照していただき、必ず事前に分別を行ない、速やかに降ろせるようにまとめて持ち込んでください。分別できていないごみは、持ち込みをお断りします。

・持ち込みに来られた際は、事故防止等のため、市職員及びガードマン等の指示に従ってください。

◎持込条件

環境清美工場の持込条件を満たしていないものは持ち込みできません。

【環境清美工場への持込条件】

- ・剪定枝木、角材等は、長さ 30 c m 以下、太さ 5 c m 以下に切ること
- ・畳は、1 畳を 4 等分以上に切ること（1 回の搬入で 6 畳まで）
- ・花火・マッチは、水に浸すこと
- ・スプレー缶は、数箇所穴を開けてガスを抜くこと
- ・石油ストーブは、灯油、電池を抜くこと
- ・使い捨てライターは、ガスを使い切ること
- ・じゅうたん（カーペット）は、1m×1m 以下に切るか畳んで縛ること
- ・木うすは、細かく砕くこと
- ・連続した紙等の長尺のものは 50 c m 以下に切ること
- ・板材等は 30 c m×30 c m 以下に切ること

◎処理できないもの

以下の奈良市で処理できないものは持ち込みできません。

【市で処理できないもの】

1. 家電リサイクル法対象品：テレビ、冷蔵（凍）庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機等
処理については、家電販売店へ引き取り依頼または指定引き取り場所へ直接搬入（「奈良市のごみ事典」P. 16 を参照してください。）

2. パソコン：パソコン本体、モニター、購入時に同梱の周辺機器

処理については、各メーカー又は3R推進協会へ（「奈良市のごみ事典」P.17を参照してください。）

3. 小型充電式電池・ボタン電池：ニカド電池、リチウム電池、ボタン電池

処理については、販売店の回収BOXへ（「奈良市のごみ事典」P.17を参照してください。）

4. 処理困難物

- ・有害なもの：薬品、農薬、劇薬等
- ・危険性のあるもの：自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等
- ・引火性のあるもの：ガソリン、灯油、プロパンガス等
- ・特別管理一般廃棄物：PCB含有物、感染性廃棄物
- ・その他：農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等

処理については、販売店・処理業者へ（電話帳・インターネット等で業者を調べ、相談・依頼してください。）

5. 土・砂・石類

処理については、専門処理業者へ（電話帳・インターネット等で業者を調べ、相談・依頼してください。）

6. 産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令に定める20種類のもの）：パレット等

処理については、産業廃棄物処理業者へ

7. 奈良市外で発生したもの

処理については、発生した市町村で処理してください。

8. 小売店等の名称の入ったカゴ、カート類

処理については、小売店へ返却してください。

9. 設置や撤去の際に専門の資格や技術が必要なもの：流し台、ビルトインコンロ、便器等の衛生陶器類、浴槽、風呂釜、洗面化粧台、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等

処理については、販売店・処理業者へ（電話帳・インターネット等で業者を調べ、相談・依頼してください。）

※上記以外にも環境清美工場で処理できないと判断した場合は、搬入をお断りすることがあります。

「受付及び持込対象者」、「申し込み・持ち込みに関する注意事項」を遵守いただけない場合には、環境清美工場へのごみの持ち込みをお断りします。

本規約は、2021年10月1日から実施
2023年4月24日改定
2024年2月29日改定